

入院される患者・家族のみなさまへ

◎ 料 金

(1) 入院料金について

・入院基本料：疾患・状態に係る3つの医療区分、処置等に係る3つの医療区分および3つのADL区分に基づく27分類及びスモンに関する3分類の合計30分類によって決まり、本人の負担割合の負担となります。

・療養病棟入院基本料1（1日あたり 65歳以上）
入院料 1,949円 ～ 816円

・療養病棟入院基本料1（1日あたり 65歳未満）
入院料 1,964円 ～ 830円

注1）上記の他に加算項目に該当した場合、加算となります。

注2）診療報酬の改正、当病院の施設基準等の変更、委託業者等の価格改定があった場合、料金が変わることがあります。

【 後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証をお持ちの方 】

【 入院費月上限額及び食費・居住費負担額 】

所得区分 負担割合		ひと月あたりの自己負担限度額	食費負担額 (1食あたり)	居住費負担額 (1日あたり)
現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		それぞれの自己負担限度額	490円	370円
一般		57,600円	490円	370円
住民 税非 課税 世帯	区分Ⅱ (長期該当90日超)	24,600円	230円 (180円)	370円
	区分Ⅰ (老齢福祉年金等)	15,000円	140円 (110円)	370円 (0円)

※1 指定難病の方は、居住費はかかりません。

※2 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

※3 後期高齢は1割負担、高齢受給者証は2割負担だが現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは3割負担となります。

【 65歳以上70歳未満の方 】

【 入院費月上限額及び食費・居住費負担額 】

世帯区分	所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	食費負担額 (1食あたり)	居住費負担額 (1日あたり)
一定以上の 所得を 有する方	年収約1,160万円 ～の方	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	490円	370円
	年収約770万円 ～約1,160万円の方	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		
一般の方	年収約370万円 ～約770万円の方	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	490円	
	～年収約370万円の方	57,600円		
低所得	住民税非課税の方	35,400円	230円	

※1 指定難病の方は、居住費はかかりません。

※2 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

【 65 歳未満の方 】
【 入院費月上限額及び食費負担額 】

世帯区分	所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	食費負担額 (1食あたり)
一定以上の所得を有する方	年収約 1,160 万円 ～の方	252, 600 円+ (医療費－842,000 円) ×1%	490 円
	年収約 770 万円 ～約 1,160 万円の方	167, 400 円+ (医療費－558,000 円) ×1%	
一般の方	年収約 370 万円 ～約 770 万円の方	80, 100 円+ (医療費－267,000 円) ×1%	490 円
	～年収約 370 万円の方	57, 600 円	
低所得	住民税非課税の方	35, 400 円	230 円

※ 過去 12 ヶ月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

注 1) 後期高齢保険者証・高齢受給者証の方で市町村民税非課税世帯に該当する方へ加入されている健康保険の保険者窓口（国民健康保険であれば市町村役場）へ申請し該当になると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、その「認定証」を病院へ提出すると、入院料が限度額まで、食費が減額となります。

注 2) 国保・社保の方は加入されている健康保険の保険者窓口へ「限度額適用認定証」の交付を申請し、認定証を病院へ提出すると、入院料が限度額までとなります。

注 3) 1 ヶ月の自己負担額はその月の日数によって異なります。

注 4) 身体障害者手帳等をお持ちの方は、等級・課税状況等により入院料が償還払いとなる場合があります。市町村での手続きが必要です。

(2) 病衣・洗濯等

業者依頼となり、業者からの請求となります。洗濯は家族の方が行なっても構いません。

(3) おむつ等について（病院へ依頼される場合）

使用するオムツ等の種類、サイズ等により料金が実費負担となります。

(4) 身体拘束等について

患者さん本人、もしくは他の患者さんの身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、患者さんの身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず患者さんの身体を拘束する場合は、患者さん又は家族に説明を行います。ただし、寝たきり等の方で転落予防のためベッド柵等を使うことがあります。

(5) 現在服用中のお薬について

1. 入院時、服薬中のお薬とお薬手帳、お薬の説明書（薬剤情報提供）をお持ち下さい。
2. 安全にお薬を使用するため、入院患者さんが使用のお薬を薬剤師が確認しています。
3. 持参薬が内服中止になった場合、当院薬局で安全に廃棄処分いたします。必要な方は入院時薬局に申し出下さい。申し出がない場合は一週間程度で廃棄処分させていただきます。

(6) 苦情・相談等申出窓口について

当院について、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら、地域連携室までお気軽にご相談等お申し出下さい。

◎ 料金の支払方法

利用料金は月1回、月末締めで計算され毎月13日（土・日・祝の場合はその後の平日、また諸事情により期日が遅れる場合もございます）に会計窓口準備されますので会計伝票を確認後、会計窓口でお支払い下さい。

◎ その他

- ① 患者さんに預けた貴重品を紛失された場合、当院では責任を負えませんので十分に管理をお願い致します。
- ② 私物には分かるように名前を付けて下さい。退院、又は入院中に不要になった私物は全てお持ち帰り下さい。
- ③ 面会について…別紙参照。
- ④ 病状等により、主治医・病棟・病室が替わる場合があります。
- ⑤ 外出・外泊の際は、必ず医師の許可をとり、行き先、日時等を届けて下さい。
お盆・正月等に外出・外泊となった場合、確認のため衣類等を持ち帰って頂くことがあります。
- ⑥ 病院敷地内、全面禁煙となっております。
- ⑦ ナイフ・カッター等の刃物類、ライター等の火気類は禁止します。又、施設内へのペットの持ち込み、飼育はお断りします。
- ⑧ 電気製品等の持ち込み、使用はご遠慮下さい。
- ⑨ 連絡先に変更があった場合は届出下さい。
- ⑩ 入院後に他の医療機関受診、薬だけをもらう場合、当院からの証明書を持っていく必要がありますので病棟までお知らせ下さい。証明書を持たない場合受診が出来ない場合があります。
- ⑪ 病室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
テレビ・冷蔵庫付床頭台を利用する場合は、病院会計横、各階エレベーター横の専用テレビカードを購入し利用して下さい。不要となったテレビカードに残りがある場合は病院会計横の精算機をご利用下さい。
- ⑫ 床屋を希望される場合は、受付で申込み予約して頂き、予約順でカットすることとなります。カット時に付き添いが必要な場合は家族へお願いすることがあります。
- ⑬ 入院後、ケアプラン等各書類への署名があります。

この他ご不明な点がございましたら、病棟・受付窓口・地域連携室へお気軽にお問い合わせ下さい。